

平成二十六年二月二十一日受領
答 弁 第 三 五 号

内閣衆質一八六第三五号

平成二十六年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土における日口首脳会談の実現に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土における日口首脳会談の実現に関する質問に対する答弁書

一 及び五について

安倍晋三内閣総理大臣が北方領土を訪問する予定は、現時点ではない。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「我が国国民の北方領土への訪問について」（平成三年十月二十九日閣議了解及び平成十年四月十七日閣議了解）に従えば、国务大臣は、四島交流の枠組みにより北方領土を訪問することができる。

三及び四について

お尋ねの「禁じられている」及び「そのような取り決めが存在する」の意味するところが必ずしも明らかでないが、四島交流は現島民との相互理解の増進を目的とした枠組みであり、首脳会談のための訪問をこの枠組みの下で行うことは想定されていない。